

## 令和3年佐久市議会第1回定例会提出予定議案

議案番号	議案名	説明者	頁
2	佐久市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	1
3	佐久市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部長	2
4	佐久市防災行政同報無線通信施設条例の一部を改正する条例の制定について	浅科支所長	3
5	佐久市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	4
6	佐久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	5
7	佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について	市民健康部長	6
8	佐久市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	7
9	佐久市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	福祉部長	8
10	佐久市奨学基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	学校教育部長	9
11	佐久市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	社会教育部長	10
12	佐久市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	社会教育部長	11
13	佐久市・軽井沢町清掃施設組合規約の変更について	環境部長	12
14	市道の路線認定について	建設部長	13 14 21
15	市道の路線変更について	建設部長	22 23 25
16	令和2年度佐久市東会館改築（本体）工事請負契約の変更について	社会教育部長	26 27

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
17	令和2年度佐久市一般会計補正予算（第14号）について	総務部長	別冊1
18	令和2年度佐久市一般会計補正予算（第15号）について	総務部長	別冊1
19	令和2年度佐久市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	市民健康部長	別冊1
20	令和2年度佐久市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	福祉部長	別冊1
21	令和2年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計補正予算（第3号）について	福祉部長	別冊1
22	令和2年度佐久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	市民健康部長	別冊1
23	令和2年度佐久市奨学資金特別会計補正予算（第1号）について	学校教育部長	別冊1
24	令和2年度佐久市環境エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について	環境部長	別冊1
25	令和2年度佐久市工業用地取得造成事業特別会計補正予算（第3号）について	経済部長	別冊1
26	令和2年度佐久市茂田井財産区特別会計補正予算（第1号）について	望月支所長	別冊1
27	令和2年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計補正予算（第2号）について	浅間病院事務長	別冊1
28	令和2年度佐久市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	環境部長	別冊1
29	令和3年度佐久市一般会計予算について	総務部長	別冊2
30	令和3年度佐久市国民健康保険特別会計予算について	市民健康部長	別冊2
31	令和3年度佐久市介護保険特別会計予算について	福祉部長	別冊2
32	令和3年度佐久市障害者支援施設臼田学園特別会計予算について	福祉部長	別冊2

議案番号	議 案 名	説 明 者	頁
33	令和3年度佐久市後期高齢者医療特別会計予算について	市民健康部長	別冊2
34	令和3年度佐久市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	市民健康部長	別冊2
35	令和3年度佐久市奨学資金特別会計予算について	学校教育部長	別冊2
36	令和3年度佐久市環境エネルギー事業特別会計予算について	環 境 部 長	別冊2
37	令和3年度佐久市茂田井財産区特別会計予算について	望月支所長	別冊2
38	令和3年度佐久市国保浅間総合病院事業特別会計予算について	浅 間 病 院 事 務 長	別冊2
39	令和3年度佐久市下水道事業特別会計予算について	環 境 部 長	別冊2

条 例 案	11 件
事 件 案	4 件
予 算 案	23 件
計	38 件

第2号

佐久市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、国の押印見直しに係る取組の推進に伴い、職員の服務の宣誓に関する宣誓書の署名欄から、押印に係る部分を削ろうとするものであります。

### 第3号

佐久市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

これは、国の押印見直しに係る取組の推進に伴い、公平委員会委員の服務の宣誓に関する宣誓書の署名欄から、押印に係る部分を削ろうとするものであります。

#### 第4号

佐久市防災行政同報無線通信施設条例の一部を改正する条例の制定について

これは、防災行政無線のデジタル化に併せた市内統一システムの整備に伴い、浅科防災行政同報無線局が廃止になることから、所要の改正を行おうとするものであります。

第5号

佐久市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について

これは、佐久市国保浅間総合病院施設整備基金及び佐久市中山間ふるさと・水と土保全基金について、当初の目的を達成したため、廃止しようとするものであります。

## 第6号

### 佐久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

これは、税制改正により国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、地方税法施行令の規定が見直されたことに伴い、減額の基準等について改正するほか、国民健康保険税の減額又は免除に係る申請書の提出期限等について所要の規定の整備を行おうとするものであります。



## 第7号

### 佐久市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

これは、県の福祉医療費給付事業の見直しに伴い、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち障害等級が2級に該当するものに対する給付金の対象となる通院に係る療養の給付等について、特定の医療に係るものから全ての療養の給付等へ拡大しようとするものであります。

## 第8号

### 佐久市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

これは、地域支援事業の中で実施していた介護用品給付事業を、令和3年度から保健福祉事業として実施するため、また、税制改正により介護保険料や保険給付の負担水準等に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令等の規定が見直されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

## 第9号

佐久市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

これは、介護サービスに係る基準を定める4つの条例について、これらの条例を定めるに当たって従うべき基準等を定める厚生労働省令の改正に伴い、改正後の厚生労働省令の定める基準に沿って、所要の規定の整備をしようとするものであります。

第 9 号

佐久市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

厚生労働省令の改正に伴う（一部改正）条例一覧

	例 規 名
1	佐久市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例
2	佐久市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例
3	佐久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例
4	佐久市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

第10号

佐久市奨学基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

これは、保育分野における人材不足の現状を考慮し、市内で就業する保育士の養成及び確保に資するため、新たに保育士修学資金制度を設けようとするものであります。

## 第11号

### 佐久市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

これは、生涯学習の推進において、市民の意向を反映させるための調査研究及び協議を行ってきた佐久市生涯学習懇話会の役割を移行するに当たり、佐久市社会教育委員の定数を増やし、更なる社会教育施策の推進を図ろうとするものであります。

第12号

佐久市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

これは、佐久総合運動公園陸上競技場の補助競技場に夜間照明を設置することに伴い、使用料等を改めようとするものであります。

## 第13号

### 佐久市・軽井沢町清掃施設組合規約の変更について

これは、佐久市・軽井沢町清掃施設組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第2項の規定による協議を行うため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、令和3年度から令和5年度にわたる佐久クリーンセンターの解体に係る事業の実施に当たり、佐久市・軽井沢町清掃施設組合の事務所を佐久市役所内に移転しようとするものであります。



## 第14号

### 市道の路線認定について

これは、市道を路線認定しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

#### ○ 市道8-165号線 位置図1

この路線は、一般県道塩名田佐久線の佐久市への管理移管に伴い市道として認定するものであります。

#### ○ 市道12-165号線 位置図2

この路線は、一般県道上原猿久保線の佐久市への管理移管に伴い市道として認定するものであります。

#### ○ 市道12-166号線 位置図3

この路線は、一般県道上原猿久保線の佐久市への管理移管に伴い分断されることから新たに市道として認定するものであります。

○ 市道12-167号線 位置図4

この路線は、一般県道塩名田佐久線の中佐都バイパス整備に伴い分断されることから新たに市道として認定するものであります。

○ 市道17-70号線 位置図5

この路線は、宅地分譲のための開発に伴い築造され、市道認定基準に適合している道路であります。

○ 市道32-181号線 位置図6

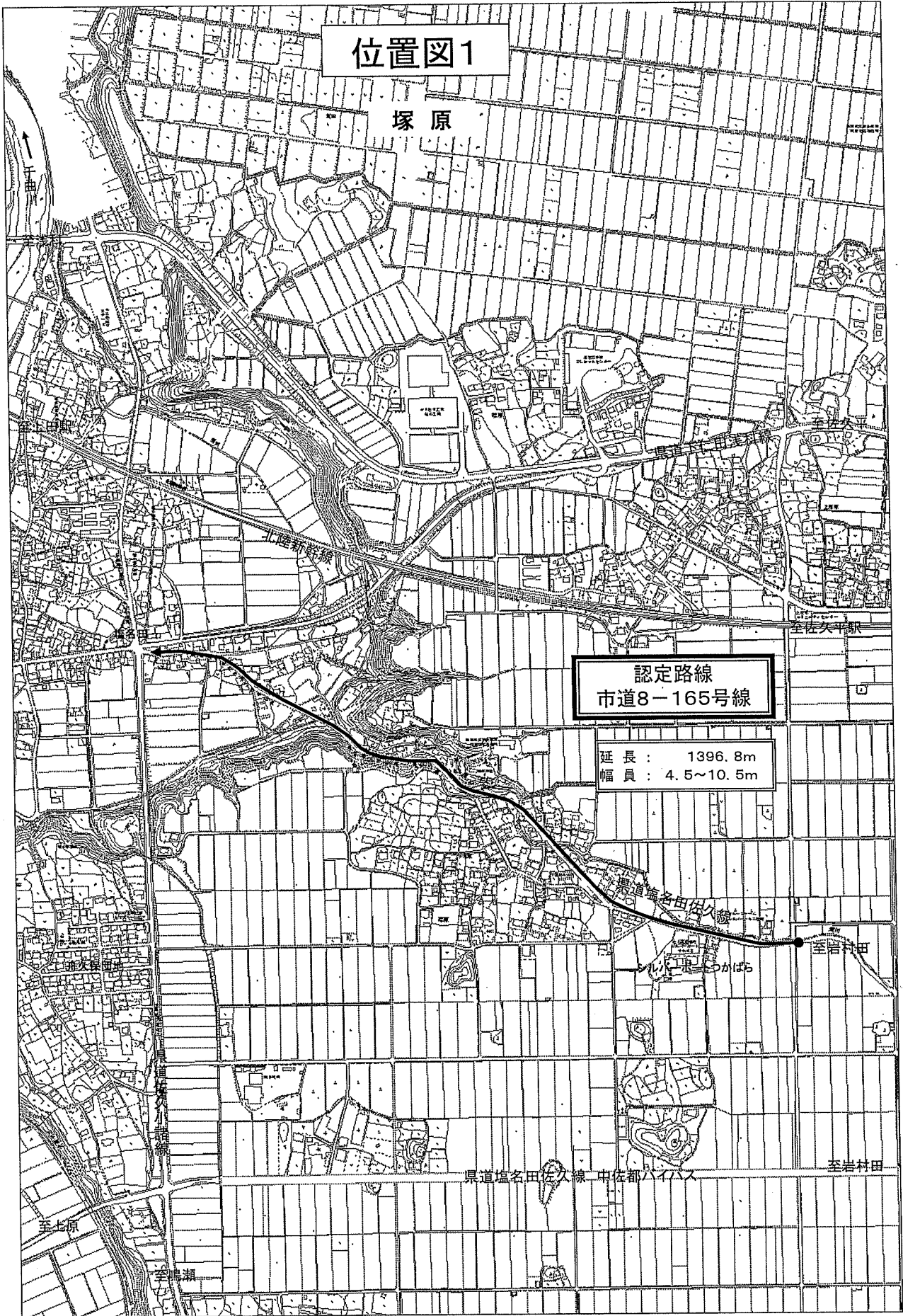
この路線は、瀬戸地区土砂搬出場整備事業に伴い市道が分断されることから新たに市道として認定するものであります。

○ 市道51-64号線 位置図7

この路線は、旧北部消防署跡地処分に伴い周辺の道路整備を行うことから市道として認定するものであります。

# 位置図1

塚原



# 位置図2

鳴瀬

千曲川

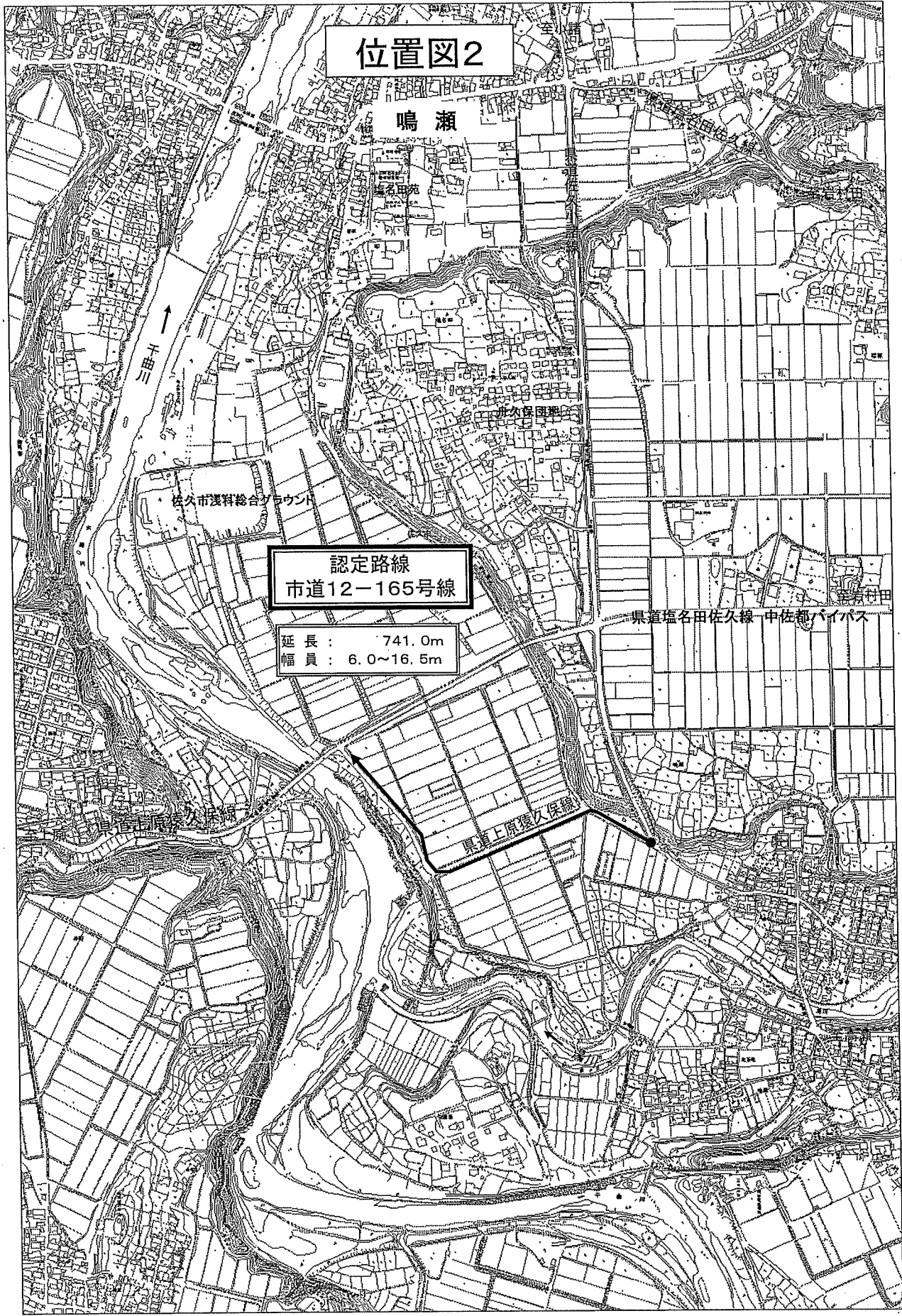
佐久市浅科総合センター

認定路線  
市道12-165号線

延長：741.0m  
幅員：6.0~16.5m

県道塩名田佐久線-中佐都バイパス

県道上原塩久保線



# 位置図3

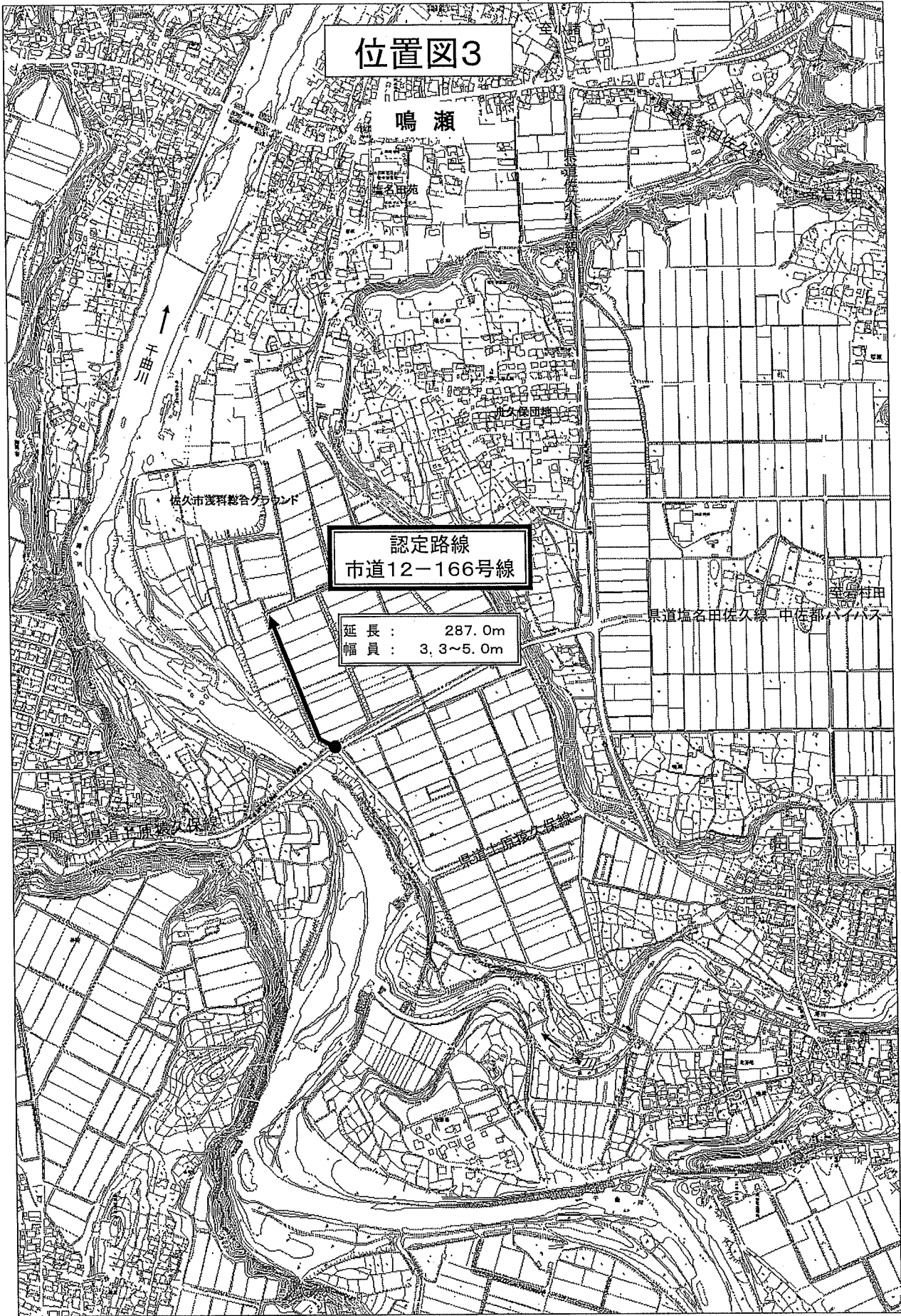
鳴瀬

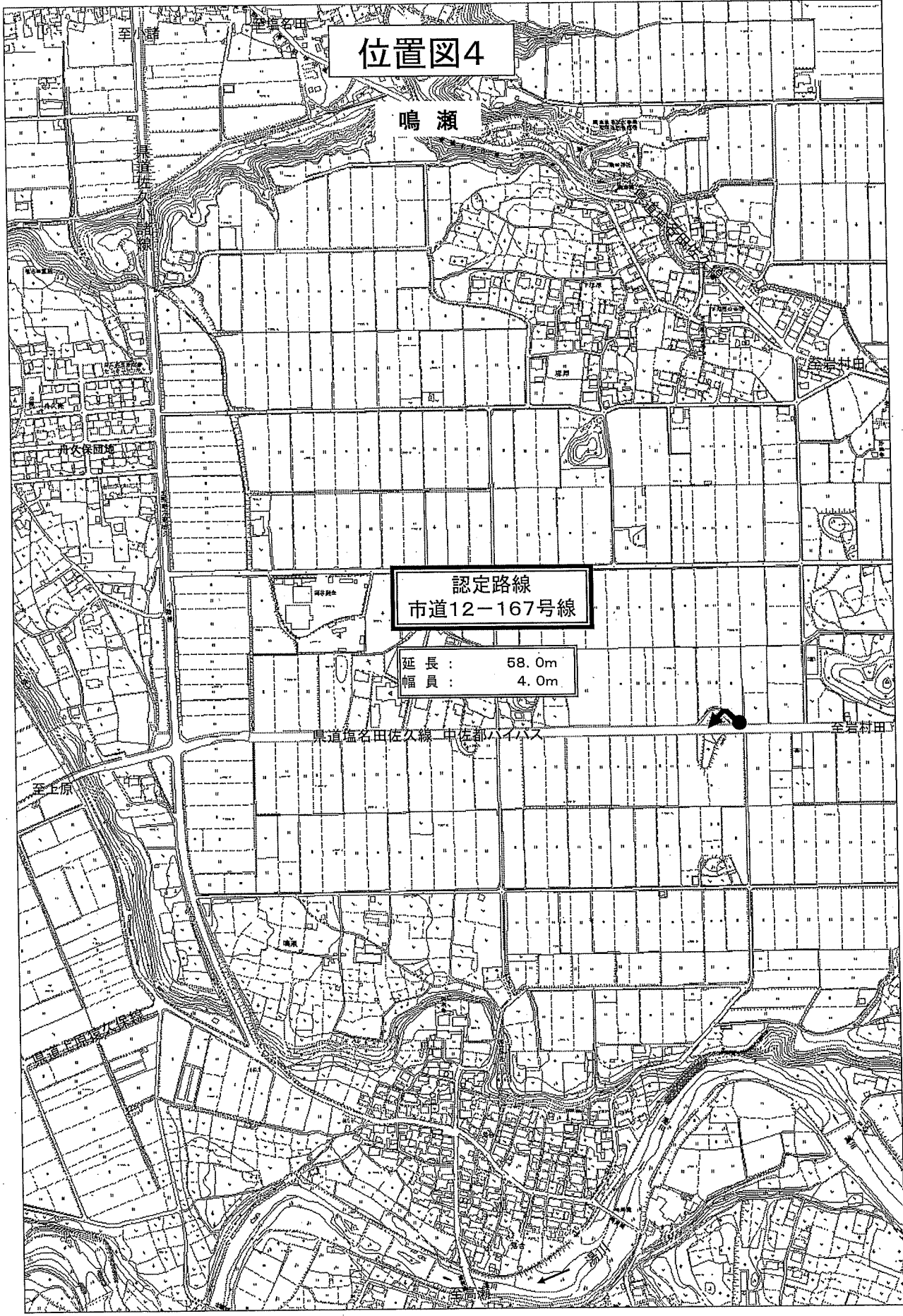
認定路線  
市道12-166号線

延長： 287.0m  
幅員： 3.3~5.0m

松久市浅科総合グラウンド

県道塩名田佐久線 中佐郡 八六六





位置図4

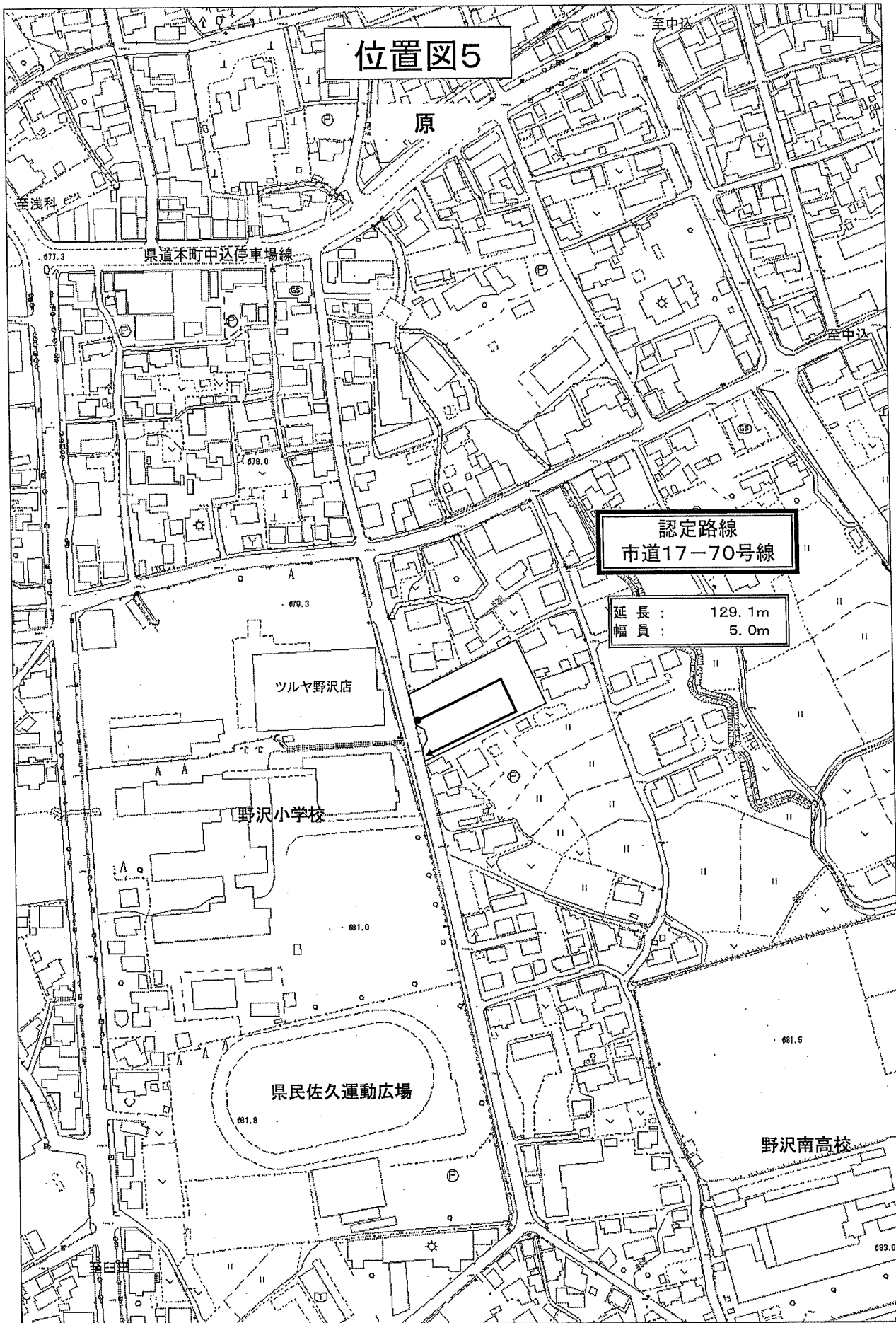
鳴瀬

認定路線  
市道12-167号線

延長： 58.0m  
幅員： 4.0m

国道塩田佐久線 中佐都久バス

# 位置図5



# 位置図6

瀬戸

土砂搬入場整備地

佐久総合運動公園  
陸上競技場

佐久総合運動公園  
補助競技場

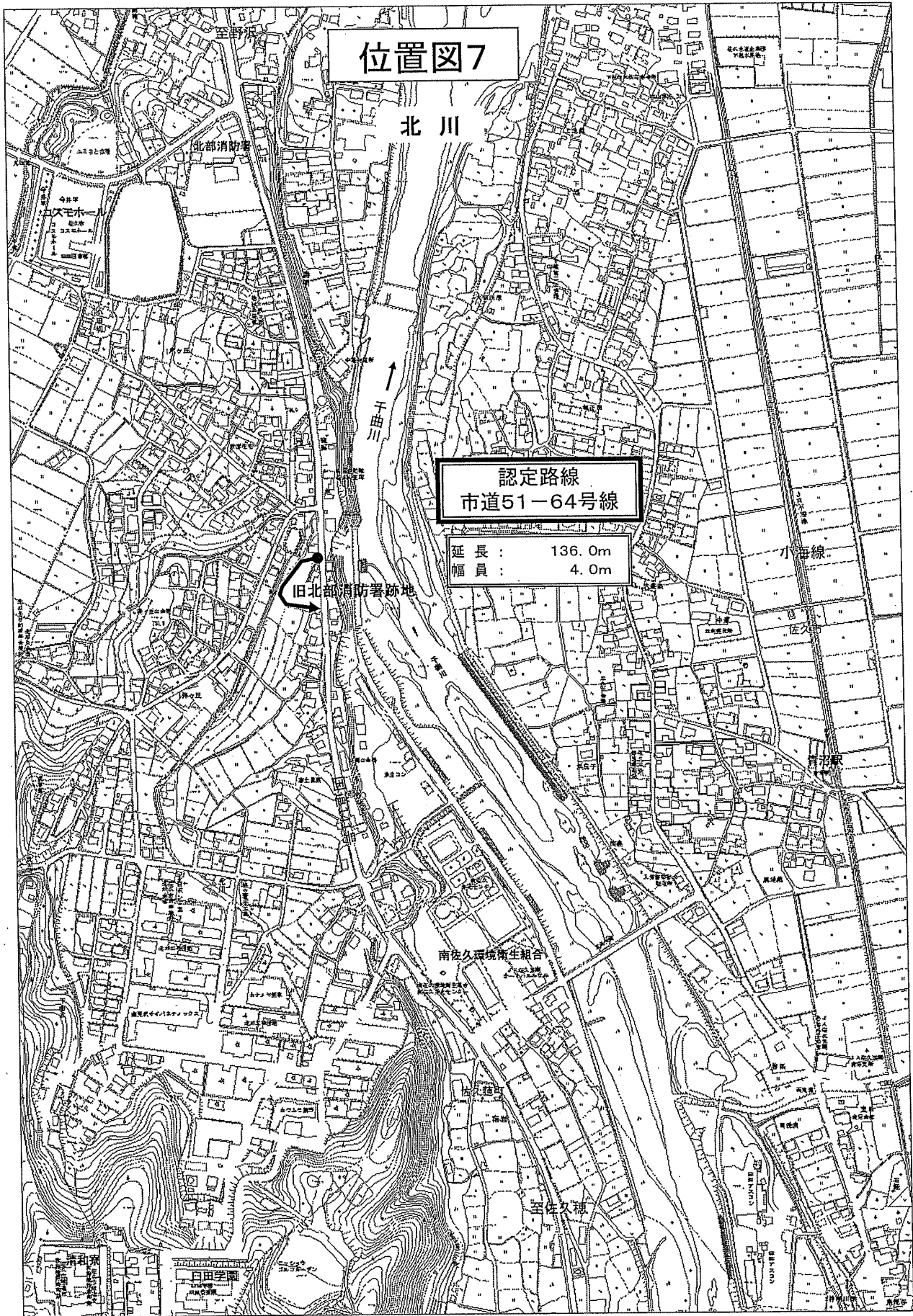
佐久総合運動公園  
マレットゴルフ場

平賀

認定路線  
市道32-181号線

延長： 98.0m  
幅員： 1.8~2.6m





第15号

市道の路線変更について

これは、市道を路線変更しようとするものであり、その概要は、次のとおりであります。

○ 市道11-1号線 位置図1

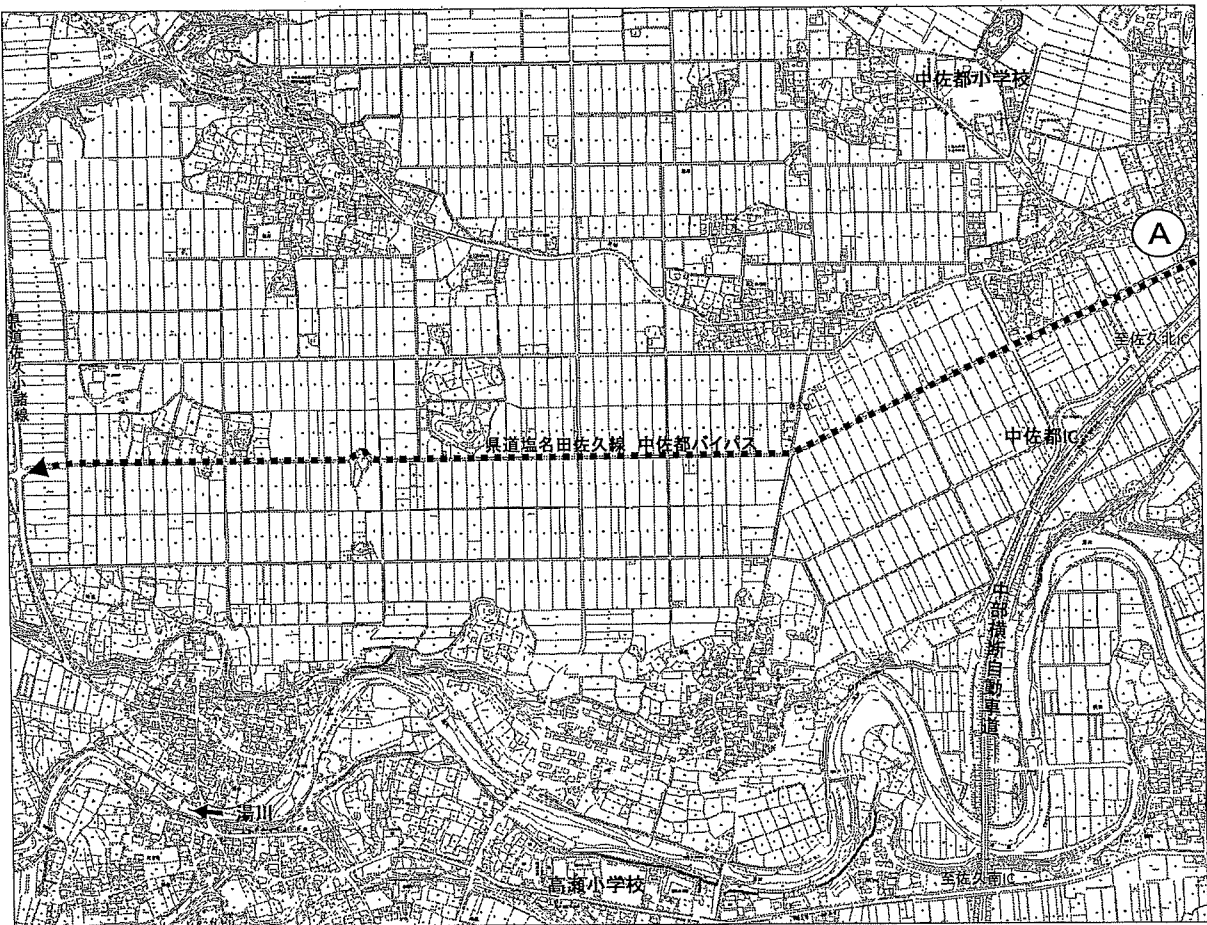
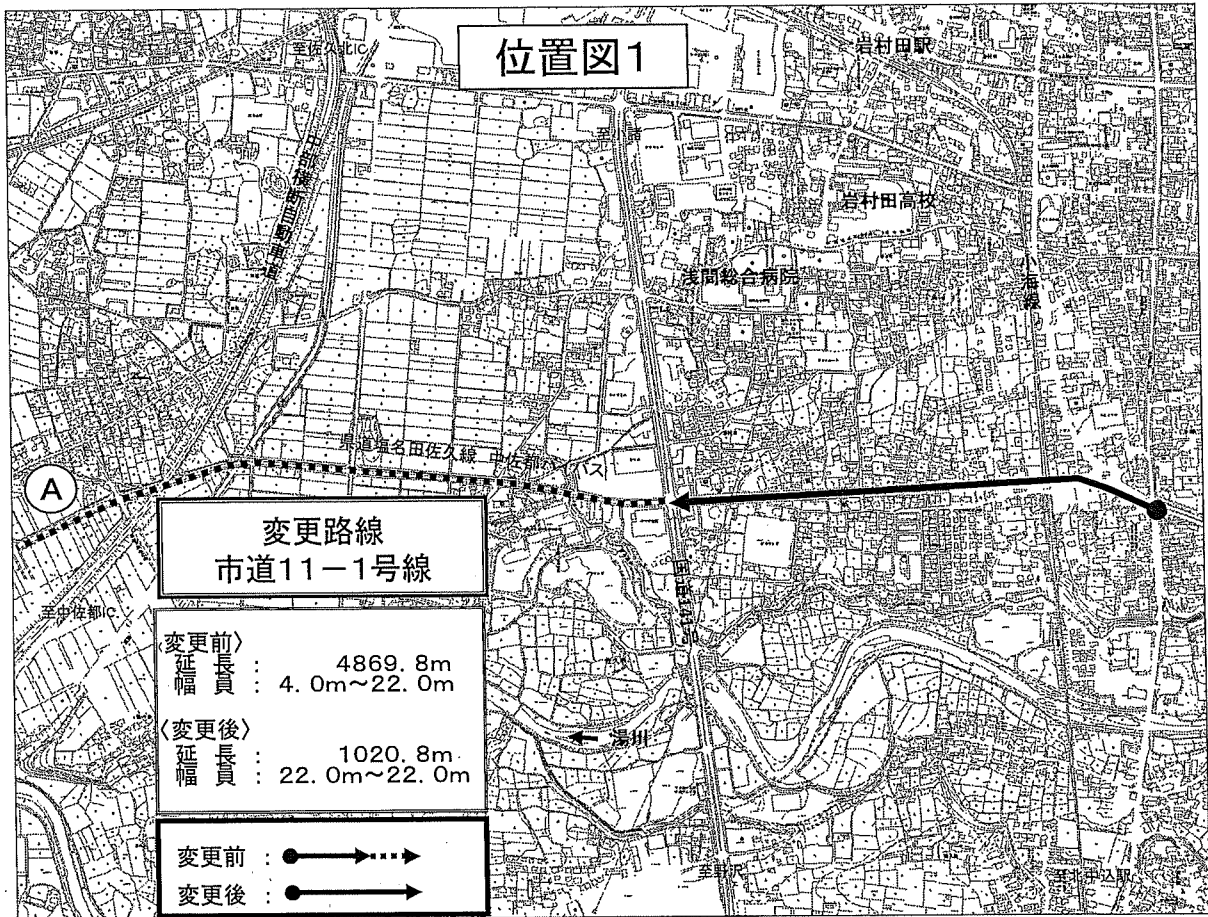
この路線は、一般県道塩名田佐久線の中佐都バイパス整備に伴い終点に変更となるため路線変更するものであります。

○ 市道12-80号線 位置図2

この路線は、一般県道上原猿久保線の佐久市への管理移管に伴い終点に変更となるため路線変更するものであります。

○ 市道32-108号線 位置図3

この路線は、瀬戸地区土砂搬出場整備事業に伴い終点に変更となるため路線変更するものであります。



# 位置図2

鳴瀬

## 変更路線 市道12-80号線

(変更前)  
延長： 994.5m  
幅員： 3.3m~5.0m  
(変更後)  
延長： 403.0m  
幅員： 3.8m~4.2m

変更前： ●→●●●●→  
変更後： ●→

千曲川

佐久市農科総合グラウンド

県道塩名田佐久線 中佐都ハイパス

# 位置図3

## 変更路線 市道32-108号線

〈変更前〉  
延長： 524.8m  
幅員： 1.8~4.6m  
〈変更後〉  
延長： 134.0m  
幅員： 2.8~4.3m

変更前： 

変更後： 

瀬戸

土砂搬出場整備地

佐久総合運動公園  
陸上競技場

佐久総合運動公園  
補助競技場

佐久総合運動公園  
マレットゴルフ場

平賀

## 第16号

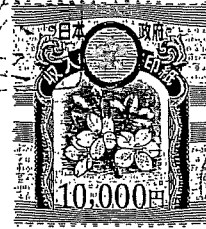
### 令和2年度佐久市東会館改築（本体）工事請負契約の変更について

これは、令和2年佐久市議会第3回定例会において、議案第114号として議決を経た令和2年度佐久市東会館改築（本体）工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、令和3年度にわたる債務負担行為により実施しておりますが、基礎工事の実施に伴い試験杭を打設するために杭穴を掘削したところ、杭穴が崩れやすい地質であり、杭を正確に打設するためには、ケーシングと呼ばれる鞘を使用する工法に変更する必要性が生じたことから、令和2年佐久市議会第3回定例会において議決をいただいた契約の金額3億8,368万円を2,059万2,000円増額して、4億427万2,000円にしようとするものであります。



字削除



### 建設工事変更請負仮契約書

- 1 工事名 令和2年度 佐久市東会館改築 (本体) 工事
- 2 工事場所 佐久市志賀6059番地1
- 3 変更工期 令和一年一月一日から  
令和一年一月一日まで

4 変更請負代金増加額 20,592,000円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,872,000円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に10/110を乗じて得た額である。

〔( ) の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

5 変更契約保証金増加額 2,059,200

円 ただし、佐久市財務規則第124条第2項の規定により金融機関の保証等をもって納付に代える。

~~6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり~~

7 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり

令和2年9月25日付で契約を締結した建設工事請負契約を上記のとおり変更することについて、仮契約を締結する。

なお、佐久市議会の議決 (佐久市長の専決処分を含む。) があつたときは、この契約書を地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても、元契約において定められた事項を遵守するものとする。

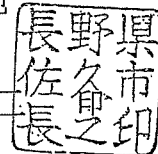
本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年1月21日

発注者 住所 長野県佐久市中込3056番地

佐久市

氏名 佐久市長 柳田 清



受注者 住所 長野県佐久市横和2-7-4番地1

池田建設株式会社

氏名 代表取締役 池田 正

